

新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(別紙 2 - 2 くろまぐろ (大型魚))</p> <p>第 1 ~ 第 4 (略)</p> <p>第 5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分は、大中型まき網漁業、かじき等流し網漁業等 及びかつお・まぐろ漁業とし、それぞれの大臣管理区分におけ る漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。</p> <p>1 ~ 3 (略)</p> <p>4 くろまぐろ (大型魚) かつお・まぐろ漁業 (4 月から <u>12 月</u>ま で)</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 漁獲可能期間 4 月 1 日から <u>同年 12 月末日</u>まで</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲 量の総量の管理とする。なお、<u>漁獲割当てによる管理に向 けて、漁業者自身による自主的な取組として、試験的に船 舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせ管理を行 うものとする。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(別紙 2 - 2 くろまぐろ (大型魚))</p> <p>第 1 ~ 第 4 (略)</p> <p>第 5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分は、大中型まき網漁業、かじき等流し網漁業等 及びかつお・まぐろ漁業とし、それぞれの大臣管理区分におけ る漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。</p> <p>1 ~ 3 (略)</p> <p>4 くろまぐろ (大型魚) かつお・まぐろ漁業 (4 月から <u>6 月</u>ま で)</p> <p>(1) 当該大臣管理区分に関する事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 漁獲可能期間 4 月 1 日から <u>同年 6 月末日</u>まで</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲 量の総量の管理とする。</p> <p>② (略)</p> <p><u>5 くろまぐろ (大型魚) かつお・まぐろ漁業 (7 月から 12 月ま で)</u></p> <p><u>(1) 当該大臣管理区分を構成する事項</u> <u>当該大臣管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>① <u>水域</u> <u>中西部太平洋条約海域</u></p>

第6～第9 (略)

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

7月1日から同年12月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第6～第9 (略)